「保険料控除証明書ハガキ」見本 【例1】
地震保険料控除証明書ハガキ

東京多摩局
料金後納郵便

親 展
重 要

[redacted]

[redacted] 様

D6450 7SATNRK3X0000005#

保険料控除証明書のご案内

三井住友海上火災保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
左下よりゆっくりとはがしてご確認ください。

<お問い合わせ先>
長期契約対応センター保全担当
TEL：0120－366－343（無料）
各種サービス・営業時間はお配の二次元コードより「保険料控除証明書関連」項目をご参照ください。

<差出人>
〒270－1381 千葉県印西市大塚2－2－1
三井住友海上火災保険株式会社

AAA：3 021：[redacted] 020：33
023：[redacted] 025：[redacted]

OPEN→

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※「地震保険料控除制度の概要」の<対象となるご契約>に該当しない場合、本証明書はご使用になれません。本証明書をご使用の際は、必ず「地震保険料控除制度の概要」および証明書欄の<ご注意>をご確認ください。

地震保険料控除制度の概要

<対象となるご契約>

❶地震保険契約

地震・噴火・津波による居住用財産（※1）の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約

※1 保険契約者ご自身もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者・その他の親族が所有し、常時その住居として使用される建物またはこれらの方が所有する家財が対象となります。

❷経過措置が適用される長期損害保険契約

地震保険でない長期損害保険契約（年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等）のうち、以下のすべてを満たしているご契約

- 保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
- 保険期間が10年以上で、満期返れい金がある積立保険のご契約
- 平成19年1月1日以降、保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがないご契約（※2）（※3）

※2 地震保険部分の保険料変更（地震保険の中途セット（付帯）を含む）は当該「変更」には該当しません。
※3 保険料の変更を伴うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日にさかのぼり、経過措置の対象外となります。

保険料控除証明書の詳細につきましては、
保険会社ホームページをご覧ください。
https://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/

<地震保険料控除の適用限度額>

	①地震保険料	②長期損害保険料（経過措置）
所得税（国税）	年間50,000円限度（保険料全額）	年間15,000円限度 年間の支払保険料合計額別の控除額 ・10,000円まで …保険料全額 ・10,000円超20,000円まで …保険料の1/2＋5,000円 ・20,000円超 …一律15,000円
個人住民税（地方税）	年間25,000円限度（保険料の1/2）	年間10,000円限度 年間の支払保険料合計額別の控除額 ・5,000円まで …保険料全額 ・5,000円超15,000円まで …保険料の1/2＋2,500円 ・15,000円超 …一律10,000円

①地震保険料と②長期損害保険料（経過措置）をそれぞれ別契約でお支払いの場合は、両方を合わせて、年間所得税50,000円、住民税25,000円が限度となります。
所得控除額の計算方法の詳細や、地震保険料控除の申告に際しての記入要領等の詳細については所轄の税務署にお問い合わせください。

<地震保険料控除の申告に際してのご注意>

- 保険の対象が併用住宅（1つの建物内で住宅に使用している部分と店舗等に使用している部分がある建物）の場合、次の計算式によって計算される額が控除の対象となります。

［建物の地震保険料 × 住居部分の総床面積／建物の総床面積 ＋ 家財の地震保険料］× 本年の支払回数（一括・年払の場合は1回）

なお、住宅に使用している部分が建物の総床面積の90%以上の場合には、建物についてお支払いの地震保険料全額を控除の対象とすることができます。
- 保険料控除証明書に記載の控除対象保険料は、保険の対象が併用住宅の場合でも、上記計算前の金額を表示しております。
- 本年中に本契約の継続手続きを行い、保険料をお支払いいただいた場合は、継続契約の保険証券に添付の控除証明書もあわせてご使用ください。

保険料控除証明書発行サービスについて

本サービスでは保険料控除証明書の電子データ（XMLファイル）をご取得いただけます。

● 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご視聴ください。

〈画面イメージ〉

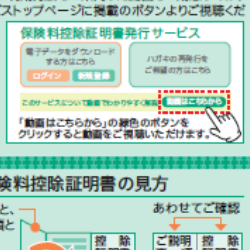

「動画はこちらから」の緑色のボタンをクリックすると動画をご視聴いただけます。

保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただくことができます。

お知らせ ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先面記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

OPEN ←ここからゆっくりとはがしてご確認ください。
※指等により濡れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

郵便はがき

● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内
操作方法の詳細は裏面でご案内の「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご視聴ください。

1. 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」の新規登録が必要です。ご登録時には保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元にご用意ください。
2. ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
3. ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

● 電子データ取得後のご利用イメージ
ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする

電子データで申告する場合		印刷して申告する場合
年末調整 お客さまのご勤務先が指定する所定の方法で提出します。（※）	確定申告【e-Taxをご利用の場合】 電子データを添付し、オンラインで提出します。	年末調整・確定申告 国税庁ホームページに掲載されている「QRコード付証明書等作成システム」を利用し、印刷のうえ提出します。

※年末調整については、お客さまのご勤務先が電子データの提出に対応している場合に限られます。事前にご確認のうえご提出ください。

ご注意 住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください！
「保険金が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店または当社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン（188番）にご相談ください。
https://www.seikyo.or.jp/news/caution/syuri.html

◆◆◆◆◆◆< 保 険 の 対 象 の 所 在 地 >◆◆◆◆◆◆
北海道 [redacted]

D6450 7SATNRK3X0000005#

OPEN→

重要 ※この証明書は「地震保険料控除」の申告以外にはご利用できません。

令和5年分 地震保険料控除証明書

証券番号：[redacted]
ご契約者名：[redacted]

控除対象	地震保険料
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
保険期間	令和元年 5月28日から 5年間（地震保険）
控除対象保険料	5,386円 上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。
備考	

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和5年7月24日
三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目9
見本

<ご注意>
- 控除対象保険料欄には本年8月末時点のご契約内容に基づき、本年1月1日から12月31日までのお支払い（予定）保険料を表示しております。
- 証明日は、控除対象保険料算出時点の日付を表示しています。
- 一時払のご契約につきましては、控除対象保険料欄に、控除対象となる保険料を保険期間で割った金額を表示しています。ただし、ご契約内容の変更をされたご契約については、算出方法が異なる場合があります。
- 本年9月以降にご契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料が変更となることがあります。
- 1年未満の保険期間は切下げて表示しています。
例）地震保険期間5か月の場合 ⇒「0年間」
地震保険期間2年6か月の場合⇒「2年間」

火災保険、または積立火災保険の場合、
保険の対象の所在地を表示しています。
（契約者住所と同一の場合も表示しています）

「保険料控除証明書ハガキ」見本 【例2】
生命保険料控除証明書ハガキ

東京多摩局
料金後納郵便

親 展
重 要

[redacted]

[redacted] 様

D6450 7SATNRK3X0000012#

保険料控除証明書のご案内

三井住友海上火災保険株式会社

「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。
左下よりゆっくりとはがしてご確認ください。

<お問い合わせ先>
お客さまデスク
TEL：0120－993－733（無料）
各種サービス・営業時間は右記の二次元コードより「保険料控除証明書関連」項目をご参照ください。

<差出人>
〒270－1381 千葉県印西市大塚2－2－1
三井住友海上火災保険株式会社

AAA：8 021：[redacted] 020：22
023：[redacted] 025：[redacted]

OPEN→

平素よりご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※本証明書をご使用の際は、必ず<生命保険料控除の申告に際してのご注意>および証明書欄の<ご注意>をご確認ください。

生命保険料控除制度の概要

生命保険料控除制度は平成22年に改正が行われ、保険始期が平成23年12月31日以前のご契約と平成24年1月1日以降のご契約で適用される制度が異なります。(このハガキの対象となっているご契約がどちらに該当するかは、右ページをご参照ください)
なお、損害保険会社の取扱う商品は、旧制度では一般生命保険料控除、新制度では介護医療保険料控除に該当します。

□：損害保険会社の取扱う商品が適用される生命保険料控除制度

旧制度	一般生命保険料控除		個人年金保険料控除
新制度	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除

保険料控除証明書の詳細につきましては、
保険会社ホームページをご覧ください。
https://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/

<生命保険料控除の適用限度額>

この控除証明書に適用される制度は、下欄に「○」を表示しています。
・複数のご契約がある場合の控除額については、保険料控除申告書等の説明をご参照ください。

○ 旧制度・一般生命保険料控除（保険始期が平成23年12月31日以前のご契約）※

所得税（国税） 払込保険料の合計	所得税（国税） 控除額	個人住民税（地方税） 払込保険料の合計	個人住民税（地方税） 控除額
25,000円まで	控除対象保険料と同額	15,000円まで	控除対象保険料と同額
25,000円超 50,000円まで	控除対象保険料×1/2+12,500円	15,000円超 40,000円まで	控除対象保険料×1/2+7,500円
50,000円超 100,000円まで	控除対象保険料×1/4+25,000円	40,000円超 70,000円まで	控除対象保険料×1/4+17,500円
100,000円超	一律50,000円	70,000円超	一律35,000円

新制度・介護医療保険料控除（保険始期が平成24年1月1日以降のご契約）

所得税（国税） 払込保険料の合計	所得税（国税） 控除額	個人住民税（地方税） 払込保険料の合計	個人住民税（地方税） 控除額
20,000円まで	控除対象保険料と同額	12,000円まで	控除対象保険料と同額
20,000円超 40,000円まで	控除対象保険料×1/2+10,000円	12,000円超 32,000円まで	控除対象保険料×1/2+6,000円
40,000円超 80,000円まで	控除対象保険料×1/4+20,000円	32,000円超 56,000円まで	控除対象保険料×1/4+14,000円
80,000円超	一律40,000円	56,000円超	一律28,000円

※平成24年1月1日以降に「新制度・介護医療保険料控除」の対象となる特約の追加等があった場合、契約始期が平成23年12月31日以前であっても、「新制度・介護医療保険料控除」が適用されます。

<生命保険料控除の申告に際してのご注意>

・控除証明書の適用制度が「旧生命保険料控除制度」で、控除対象保険料が9，000円以下の場合、申告時に証明書の添付は不要です。（適用制度が「新生命保険料控除制度」の場合は控除対象保険料に係わらず、証明書の添付が必要です。）

保険料控除証明書発行サービスについて

本サービスでは保険料控除証明書の電子データ(XMLファイル)をご取得いただけます。

● 保険料控除証明書発行サービス トップページ
URL https://insurance-p-kojo.jp/akstnm/

こちらから簡単にアクセスできます

● ご案内動画について
本サービスのご利用方法をご案内した動画をご用意しております。本サービストップページに掲載のボタンよりご視聴ください。
(画面イメージ)

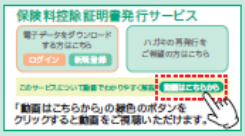

保険料控除証明書の見方

この面を折り返すと、裏面のご説明事項と控除証明書をあわせてご覧いただくことができます。

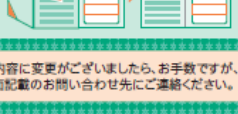

お知らせ ご契約内容に変更がございましたら、お手数ですが、あて先面記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

OPEN ←ここからゆっくりとはがしてご確認ください。
※指等により濡れている場合は、十分乾かしてからはがしてください。

郵便はがき

OPEN→

● 保険料控除証明書の電子データ取得方法のご案内
操作方法の詳細は裏面でご案内の「ご案内動画」にてご説明しております。あわせてご視聴ください。

1. 保険料控除証明書発行サービスを初めてご利用いただく際には、「ユーザーID」の新規登録が必要です。ご登録時には保険料控除証明書または保険証券などの証券番号がわかる書類をお手元にご用意ください。
2. ご登録いただいたメールアドレスへ「ユーザーID」と「初期パスワード」をお送りいたします。ご確認のうえ、本サービスへログインしてください。
3. ログイン後、マイページから保険料控除証明書電子データのダウンロードを行ってください。

● 電子データ取得後のご利用イメージ
ご利用方法の詳細は国税庁のホームページをご確認ください。

「保険料控除証明書発行サービス」で電子データをダウンロードする

電子データで申告する場合		印刷して申告する場合
年末調整	確定申告【e-Taxをご利用の場合】	年末調整・確定申告
お客さまのご勤務先が指定する所定の方法で提出します。(※)	電子データを添付し、オンラインで提出します。	国税庁ホームページに掲載されている「QRコード付証明書等作成システム」を利用し、印刷のうえ提出します。

※年末調整については、お客さまのご勤務先が電子データの提出に対応している場合に限られます。事前にご確認のうえご提出ください。

D6450 7SATNRK3X0000013#

キリトリ線

重要 ※この証明書は「生命保険料控除」の申告以外にはご利用できません。

令和５年分 生命保険料控除証明書
（旧制度・一般生命保険料控除用）

ご契約者名	[redacted] 様
被保険者名	[redacted] 様
証券番号	[redacted]
適用制度	旧制度・一般生命保険料控除　新旧区分 旧
保険の種類	介護特約付健康長期保険
保険期間	平成１７年１０月１５日から終身
控除対象保険料	81，340円
備考	

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和５年７月２４日
三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田駿河台三丁目９
見本

〈ご注意〉
・控除対象保険料欄には本年８月末時点のご契約内容に基づき、本年１月１日から１２月３１日までのお支払い（予定）保険料を表示しております。
・証明日は、控除対象保険料算出時点の日付を表示しています。
・分割払のご契約につきましては、本年１月１日から１２月３１日までの保険料を所定の払込期日にお支払いいただいたものとして控除対象保険料を算出しています。
・葬祭費用、賠償責任等の特約をセットしているご契約、または平成２４年１月１日以降保険始期で健康祝金支払特約をセットしているご契約につきましては、特約部分の保険料は控除対象外のため、差し引いて表示しています。
・本年９月以降にご契約内容の変更手続きをされた場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となることがあります。

「保険料控除証明書ハガキ」見本 【例3】
生命保険料控除証明書ハガキ（所得補償保険）

郵　便　は　が　き

料金後納郵便

MS&AD
三井住友海上

[redacted]

[redacted]

親　展

重　要

[redacted] 様

保険料控除証明書

「年末調整」または「確定申告」の際にご使用できますので、大切に保管してください。

お問合わせ先	お客さまデスク ☎ 0120-993-733 受付時間： 平日 9：00～18：00 土日祝日 9：00～17：00

〒270-1381　千葉県印西市大塚2-2-1
三井住友海上火災保険株式会社 業務プロセスデザイン部

AAA：7　021：[redacted]　020：20　20 5
023：[redacted]　025：[redacted]　00000011

●ご案内は内側にあります。　R050901
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりていねいにはがしてください。

日頃より三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記ご契約の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用できますので、大切に保管してください。

［ 生命保険料控除制度の概要 ］

生命保険料控除制度は、平成24年1月1日以降始期契約等より、新たに「介護医療保険料控除」が創設され、「介護医療保険料控除」「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの制度に改定されました。
当社でのご契約について、生命保険料控除の適用は下表のとおりとなります。

対象となるご契約	「終身医療保険・医療保険（定期タイプ）」「ViV終身・ViV定期」「V-CARE」「介護費用保険」「積立介護費用保険」「傷害疾病保険」「所得補償保険」「長期所得補償保険」「積立所得補償保険」「積立傷害疾病保険」「積立ガン保険」等
適用される生命保険料控除制度	介護医療保険料控除 ・保険始期が平成24年1月1日以降のご契約 旧一般生命保険料控除 ・保険始期が平成23年12月31日以前のご契約 ただし、平成24年1月1日以降に介護医療保険料控除の対象となる特約の中途セット等により契約内容の変更が行われた場合、変更日以降の保険料より、上記介護医療保険料控除が適用されます。

このご契約は、介護医療保険料控除（新制度）が適用となり、控除額は次のとおりです。

◆ 介護医療保険料控除額

（1）所得税（国税）

控除対象保険料	控除額（年間）
①20,000円まで	保険料の全額
②20,000円超　40,000円まで	保険料の1／2+10,000円
③40,000円超　80,000円まで	保険料の1／4+20,000円
④80,000円超	一律40,000円

（2）個人住民税（地方税）

控除対象保険料	控除額（年間）
①12,000円まで	保険料の全額
②12,000円超　32,000円まで	保険料の1／2+6,000円
③32,000円超　56,000円まで	保険料の1／4+14,000円
④56,000円超	一律28,000円

※「介護医療」「一般生命」「個人年金」の各保険料控除をあわせた控除限度額は、所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。
※新制度、旧制度が適用されるご契約の両方にご加入の場合、控除限度額は所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。

上記の取扱いは令和5年9月現在のものです。

ご契約内容に変更がある場合は、あて先面に記載のくお問合わせ先>までご連絡ください。ご住所の変更は、当社ホームページ（https://www.ms-ins.com）の「ご契約者さま専用ページ」または、スマートフォンアプリ「スマ保」からもご連絡いただけます。（ご契約内容によってはご利用いただけない場合があります。）

ご契約の取扱代理店　[redacted]

令和5年分 生命保険料控除証明書　重要

保険契約者	[redacted] 様
適用制度	介護医療保険料控除
保険の種類	所得補償保険
証券番号	[redacted]
保険期間	令和 4年 1月11日より 1年間
被保険者	[redacted] 様
保険料	9，000 円

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

令和 5年 8月 17日

三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区[redacted]19

見本

〈ご注意〉

1. 上記「保険料」は、分割払の1回分の保険料を表示しています。
・控除対象保険料は、上記「保険料」欄表示の額に、上記証券番号における令和5年1月1日から令和5年12月31日までの支払回数を乗じた額となります。
（ご注意）令和5年12月31日までのお支払分であっても、上記証券番号のご継続後契約の保険料は、この証明書の証明の対象ではありません。
ご継続後契約の控除対象保険料については、ご継続後契約の保険証券または保険契約継続証に付属の証明書にてご確認ください。
・前年度契約に無事故戻しがある場合は、無事故戻し保険料を差し引いてご申告ください。
・契約手続き以降にご契約内容の変更手続等をされた場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となることがあります。
2. この証明書は生命保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明な点がございましたら、あて先面に記載のくお問合わせ先>までご照会ください。